

令和9年度

保育所・認定こども園・小規模保育 入所のしおり

【 クラス年齢早見表・令和9年(2027年)4月1日時点 】

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和8年4月2日以降
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日



三 田 市

申込にあたっての注意事項

入所申込児童の育児休業等取得中で入所後に職場復帰するとき

育児休業取得後、復帰に伴い、保育所等への入所を希望する場合は、ならし保育(P24参照)の期間を考慮して、入所希望月を決めてください。なお、育児休業から復帰後に「育児のための短時間勤務制度(時短勤務)」の利用が決定するなど、勤務形態に変更がある場合は、再度「就労証明書」の提出が必要です。

※育児休業からの復帰に伴う加点(復帰加点)により入所が決定した場合は、1か月程度で育児休業から復帰する必要があります。育児休業から復帰しない場合(復帰せずに退職するなど)や入所後、復帰の状況が事実と異なる場合は内定取り消しとなることがあります。

出産前のこどもの申込み

出産予定で入所申込児童が生まれる前でも入所申込を行うことは可能です。事前に保護者のみで施設見学をした上で、お申込みください。なお、利用調整できるのは出産予定日から数えて入所可能月齢(園によって異なる)を満たしている施設のみとなります。利用調整の結果、入所内定となった場合でも、出産が予定より遅れて入所可能月齢に達していない場合は内定取り消しとなります(希望により翌月以降、利用調整を行います)。

転入予定者の申込み

三田市に転入予定で申込みを行う場合は、三田市内に居住する予定がわかる書類(住宅賃貸契約書の写し等)があれば、市内住民とみなして利用調整を行うことができます。申込締切日までに住宅賃貸契約書などの書類がない場合は、書類不備のため利用調整において不利になります(P18参照)。なお、転入予定の場合、入所希望月の1日までに転入(三田市に住民登録)の確認ができないときは、入所内定となっても内定取消・申込取下となりますのでご注意ください。

【ご注意ください！(親族宅等に転入する場合)】

転入後の状況で、世帯員の記入をする必要があります。同一の住所地に居住する場合は、別世帯であっても、全員の氏名を記入してください ※同居の世帯員で18歳～64歳がいる場合は、「保育の必要な事由の証明書」が必要です(書類がない場合は、書類不備のため利用調整において不利になります)。

求職活動中の申込み

求職活動の事由で申込み、入所が決定した場合は、入所月から3カ月以内に就労証明書等の提出がないときは原則、退所となります。

※就労の事由で入所した人でも、入所後に退職し、求職活動の事由となった場合も同様です。

※満3歳児以上で認定こども園に入所した場合は、1号認定(教育標準時間認定)に変更することで継続利用が可能です。

申込児童のきょうだいを妊娠している場合

申込児童のきょうだいを妊娠している場合、生まれる子どもの育児休業を取得する場合は産後8週が経過する日が属する月までの利用調整となり、それ以降は申込取り下げとなります。

※生まれる子どもの産後8週が経過する日が属する月までに就労の要件で入所内定すれば、継続利用できます。

目次

1 教育・保育給付認定(支給認定)	4
2 入所申込(締切日一覧・手続きの流れ)	6
3 保育料や給食費、幼児教育・保育の無償化	12
4 三田市保育所等の利用調整に関する基準	17
5 申請後・入所後に必要な手続きなど	20
6 よくある質問 [Q&A]	22
7 各園の概要	25
8 その他保育事業	58
(病児保育・一時預かり・こども誰でも通園制度・認可外保育施設)	

このしおりは、令和9年度入所の申し込みにあたり、保護者のみなさんに参考としていただくため
令和8年7月時点の内容で作成しました。
掲載した内容は変更になる場合がありますので、
ご了承ください。

「入所のしおり」や入所申込に
かかる書類は三田市ホーム
ページにも掲載しています ▶



保育施設等を利用するには、教育・保育給付認定や入所選考(利用調整)を受ける必要があります。
次の3つの認定区分に応じて、利用できる施設や申込先などが決まっています。

認定区分・施設の種類

認定区分	対象		利用できる施設	申込先など
教育標準時間認定 1号認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当せず、 教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園	各施設へ申込
保育認定 2号認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園	三田市へ申込
保育認定 3号認定	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育	

保育認定(3号認定)を受けた者のうち、保育に必要な事由が継続できる場合は、手続きなく自動的に2号認定に切り替わります。子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、支給認定証の発行は原則不要となりました。

保育所

保護者が働いている、病気があるなどの理由により家庭で十分に子どもを保育できない場合に代わって子どもを保育する施設

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設



小規模保育

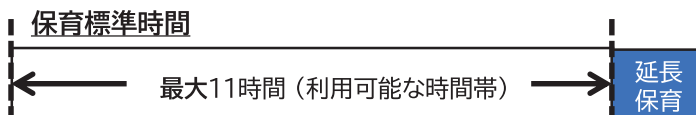
0歳児～2歳児を対象に少人数(19人以下)で家庭的保育に近い雰囲気のもときめ細かな保育を行う施設

保育の必要量(2号・3号認定)

保育の必要な事由またはその状況により、保育の必要量(預けられる時間)が異なります。

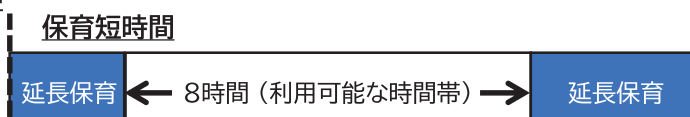
【保育標準時間認定(一日最大11時間)を受けられる例】

- 月120時間以上(目安)の就労・就学
- 妊娠・出産(産前・産後8週間)
- 疾病・障害
- 介護・看護



【保育短時間認定(一日最大8時間)を受けられる例】

- 月64時間以上120時間未満(目安)の就労・就学
- 求職活動
- 育児休業(在園児が継続利用する場合のみ)



※状況により上記の例とは異なる場合もあります。(標準時間認定を満たす人が短時間認定を希望することは可能)

保育の必要な事由

保育認定(2号・3号)を受けるには、保護者(父母または子を監護している者)が次のいずれかの事由に該当し、常時保育が必要な状態にあることが必要です。

※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、退所となります。

保育の必要な事由		教育・保育給付認定期間
①就労	月64時間以上就労している場合 (入所希望児童の育児休業取得中の場合は、入所から1カ月程度での復職が必要)	支給認定終了日まで ※有期雇用などの場合は雇用終了日まで
②妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	出産(予定)日から前後8週間を含む月の月初から月末まで ※最大5カ月
③疾病・障害	保護者の病気・負傷、心身に障害がある場合	支給認定終了日まで ※疾病の場合は治癒見込期間まで、障害の場合は各種手帳などの有効期限(ある場合)まで。 保育の必要性がなくなった場合はその時点まで
④介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護を保護者がしている場合	
⑤災害復旧	震災・風水害・火災などの復旧に当たる場合	支給認定終了日まで ※保育の必要性がなくなった場合はその時点まで
⑥求職活動	求職活動をこれから行うまたは継続に行っている場合(勤務内定・起業準備などを含む)	事由が生じた日から90日後の月末まで(期限内に就労された場合は、申請内容に応じて期間を延長)
⑦就学	学校または職業訓練校などに在学し、月64時間以上授業や講座を受けている場合	在学期間が終了するまでまたは支給認定終了日まで のいずれか短い期間
⑧育児休業	在園児(既に保育利用しているこども)がいて育児休業を取得することとなり継続利用が必要である場合(下記参照)	生まれたこどもが1歳になる前日まで (育児休業期間中の新規入所は不可)
⑨その他	条例に基づいて市が認める場合	支給認定終了日まで ※保育の必要性がなくなった場合はその時点まで

※保護者がこどもを保育できる場合は、保育認定(2号・3号)は受けられません。保育の必要な事由がなく、「集団生活を体験させたい」「教育を受けさせたい」という場合は、教育認定(1号認定・P4参照)となります。



育児休業取得中の継続利用(1年以内・保育必要量は短時間認定に)

育児休業中は、基本的に保護者が育児のため家庭で過ごしているため、保育の必要性が認められず、在園児は原則退所となります。しかし、保護者が育児休業を取得する場合に、在園児にとって発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合は、**1年間で限度(育児休業対象児の1歳誕生日前日まで)**として継続入所することができます(在籍園を通じて手続きが必要。詳細はP9・P20)。なお、育児休業期間中は、**保育必要量が短時間認定**となります。

※2歳児クラスまでの認可保育施設を卒園後、引き続き他の認可保育施設を利用する場合も含まれます。

※妊娠・出産の事由で入所した在園児の場合、上記の入所継続利用はできませんのでご注意ください。

<上記期間を超えて継続できる場合>

育児休業対象児が1歳になる誕生月までに入所申込みをしており、かつ希望の保育所等に1歳を超える月までに入所できず、入所保留となってしまう場合に限り、育児休業を延長しても在園児は年度末まで継続入所することができます。

※該当者には必要な手続きを案内します

※育児休業の延長や育児休業給付金については、勤務先やハローワークにご確認ください。

入所日はいずれの月も1日からです。入所希望月はならし保育の期間を考慮し、入所可能な月齢・年齢であることを確認してください。入所児童の決定は抽選や先着順ではありません。定員を上回る入所希望があった場合、「三田市保育所等の利用調整に関する基準(P17・18参照)」に基づいて利用調整後、入所児童を決定します。
 ※入所希望月・希望園などの変更、保育の必要な事由の変更があった場合も、下記受付期間と同様です。
 ※1号認定→2号認定への変更希望の場合、他園への転園希望の場合も同様です。

令和9年4月入所希望

日程	申込受付期間・時間		提出先	結果通知時期
A日程 ※3歳児以上で認定こども園が第1希望の場合	令和8年10月1日(木)・2日(金)・3日(土) ※受付時間は提出先の園にお問い合わせください。		第1希望の認定こども園	令和8年10月下旬
	※3歳児以上(令和6年4月1日以前生まれ)で認定こども園(若草幼稚園・ゆうかりフレンズ・ほしのさとこども園を除く)が第1希望の場合のみを先行して、受付・利用調整を行います(第1希望の認定こども園しか利用調整を行いません)。希望の認定こども園の説明会に必ずご参加いただき、各認定こども園の申込方法に従ってください。A日程で保留となった場合、下記のB日程受付終了後、保育所も希望する方たちと一緒に再度利用調整を行います。なお、第2希望以降に保育所等も希望することはできますが、保育所等の利用調整はB日程受付終了後となりますので、A日程で保育所等が内定になることはありません。保育所等を第1希望とする場合はB日程での申込みになります。			
B日程 ※全年齢対象	通常受付	令和8年11月2日(月)～30日(月) 平日9時～16時30分	三田市役所 本庁舎 2階 保育振興課	令和9年2月上旬
	休日受付	令和8年11月15日(日) 13時～16時	三田市役所 本庁舎 1階 ロビー	
C日程 ※追加受付	令和8年12月1日(火)～令和9年1月29日(金) 平日9時～16時30分		三田市役所 本庁舎 2階 保育振興課	令和9年3月上旬

※A日程で内定となった場合は、B日程の利用調整の対象にはなりません。
 ※認定こども園ゆうかりフレンズ・若草幼稚園・ほしのさとこども園はB日程からの受付となります。
 ※B日程までで定員に達した場合、C日程では内定者が出ない可能性があります。
 ※B日程で内定しなかった場合は自動的にC日程の選考対象になります。

令和9年5月以降の入所希望

提出先: 三田市役所 本庁舎2階 保育振興課(平日9時～16時30分) ※原則、窓口へ提出
 結果通知時期: 申込受付締切日の翌月末まで(「入所保留通知書」が必要な場合は申し出てください)

入所希望月	申込受付締切日	入所希望月	申込受付締切日
令和9年5月	～令和9年3月31日(水)	令和9年11月	～令和9年9月30日(木)
令和9年6月	～令和9年4月30日(金)	令和9年12月	～令和9年10月29日(金)
令和9年7月	～令和9年5月31日(月)	令和10年1月	～令和9年11月30日(火)
令和9年8月	～令和9年6月30日(水)	令和10年2月	～令和9年11月30日(火)
令和9年9月	～令和9年7月30日(金)	令和10年3月	～令和9年11月30日(火)
令和9年10月	～令和9年8月31日(火)		

準備・申込手続き・入所までの流れ

01 入所希望施設の見学

入所希望施設の見学を行ってください(随時見学可・各園へ要事前連絡)

02 必要書類の準備

締切日までに必要書類(P8・9参照)をそろえてください。就労証明書などは勤務先等によって時間がかかる場合があるため、余裕を持って準備を行ってください。

03 入所申込

市役所保育振興課窓口へ(4月入所A日程は第1希望の認定こども園へ)
※書類不備の場合でも受付可能ですが、優先度合いが下がる可能性があります

04 審査・利用調整

提出書類の確認・審査、教育・保育給付認定および利用調整を市が行います
※入所児童の決定は抽選や先着順ではありません

※家庭の状況等に変化があったなど保育の必要がなくなった場合は、入所申込の取り下げが可能ですので申し出てください。

05 結果通知

【4月入所希望】入所内定の可否にかかわらず、全員に結果(*)を郵送で通知

A日程…令和8年10月末までに通知

B日程…令和9年2月上旬までに通知

C日程…令和9年3月上旬までに通知

*入所内定者には「事業所入所内定通知書」など、入所保留者には「入所保留通知書」を送付。「保育料決定通知書」は令和9年3月末までに送付

【5月以降入所希望】

●入所内定者には、申込締切日の翌月15日ごろまでに電話連絡後、月末までに「事業所入所承諾書」または「事業所入所内定通知書」「保育料決定通知書」などで通知

●入所保留者のうち希望者には「入所保留通知書」を申込締切日の翌月末までに送付 ※「入所保留通知書」が必要な場合(例:職場での育児休業延長の手続きで必要)は入所申込の際に申し出てください。

入所保留者

入所内定者

【入所内定を辞退する場合】

内定連絡から数日以内(4月入所は3月中旬まで)に必ず申し出てください。辞退した場合は次のことにご注意ください。

- ①再度入所申込をした場合、同一年度内は辞退減点(△3点)あり
- ②「入所保留通知書」の発行は不可
- ③認可外保育施設利用者補助事業の対象外となる(3歳児未満のみ)

【入所保留(入所希望月で入所できなかった)の場合】

●入所申込時に「引き続き入所を希望する」と選択している場合は、翌月以降も入所判定の対象となります。申込の有効期限である令和9年度末(令和10年3月入所)までは再度の申請は不要ですが、就労形態や世帯の状況に変更があった場合は、優先度合いが変わることがありますので必ずお申し出ください。(追加の書類提出が必要な場合あり)

●入所希望園を変更・追加・取下する場合も、締切日までに連絡をお願いします。

06 入所手続き

入所内定施設で入所に向けた必要な手続きや重要事項の説明、ならし保育の調整などを行います。

07 入所(毎月1日)・ならし保育開始

入所当初の一定期間は保育時間を短くした「ならし保育」を設定しています。(入所児童の年齢や状況で実施期間は異なります。詳細はP24参照)

入所申込必要書類一覧

全員が提出必要な書類

提出必要書類	備考
①令和9年度 教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用)兼保育利用(入所等)申込書	3枚つづり・複写式(1枚目両面) 入所希望のこども1人につき1部必要 ※記入例を参考に漏れのないように記入してください。 (1枚目裏面も必ずご記入ください)
②保育施設等利用調整申込書(表)・保育所等の入所に関する申請時の確認票(裏)	ピンク色両面 入所希望のこども1人につき1部必要 表:入所希望園を優先順位で記入 裏:内容を確認し、必要な項目全てにチェック・署名をお願いします
③お子さんの状況	水色両面 入所希望のこども1人につき1部必要 ※集団生活で配慮が必要な場合は「申込児童に関する意見書(水色)」を添付
④保育の必要な事由の証明書(父母分)	保護者につき1部ずつ必要(詳細はP9参照。きょうだい同時申込の場合は複写提出可)
⑤保育所等利用申込必要書類チェックリスト	きょうだい同時申込の場合は1部で可

該当者のみ提出が必要な書類

提出必要書類	提出が必要な人
「所得・課税証明書」「個人番号申告書(+本人確認書類)」「副食費免除非該当申告書(3歳児以上のみ)」のいずれか1点	令和8年1月1日時点(令和9年9月以降の入所希望者は令和9年1月1日時点)で三田市に住民登録がなかった場合 ※単身赴任含む
口座振替納付依頼書(ハガキ) ※金融機関によってはWebでも可 ▶ 	保育所入所希望者のみ(入所内定後の提出でも可) ※認定こども園・小規模保育入所希望者は不要
幼稚園・児童福祉施設在園確認書	入所申込児童のきょうだいがかかるがも園など児童発達支援や市外の新制度未移行の私立幼稚園等に通っている場合
戸籍謄本の写し、保険証のコピー(扶養者である保護者と入所希望児童分)	ひとり親である場合 (離婚調停中、DVなどの場合は別途応相談)
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し ※氏名・等級・有効期限(ある場合)が分かる部分	入所希望児童本人または同居の世帯員が左記手帳の交付を受けている場合
住宅賃貸等契約書または売買契約書など	入所希望月までに転入予定の場合で、直接三田市に入所申込をする市外在住者(三田市内にある保護者の実家に転入予定の場合は不要)
委任状	同一世帯の配偶者や親族以外が保護者(申請者)本人の使用者として書類を持参する場合

保育の必要な事由の証明書

保護者(父母または子を監護している者)いずれも下記必要書類の提出が必要です。
同居の家族で18歳～64歳がいる場合で、下記のいずれかに該当する場合は必要書類をご提出ください(提出がない場合、入所の優先度合いが下がる可能性があります)。

★:三田市の指定様式で提出が必要です(窓口で配付、右記二次元コードからダウンロード可)

●:任意様式可



▲三田市HP
申請書ダウン
ロード

保育の必要な事由	提出必要書類(★:三田市様式を使用 ●:任意様式可)
①就労(勤めている場合)	★就労証明書(有効期限は証明日から3カ月以内) ※入所希望児童の育児休業取得中の場合は育児休業取得期間の記載があるもの
①就労(自営業の場合)	★就労証明書(有効期限は証明日から3カ月以内) ●事業の実態が確認できる書類(例:開業届・確定申告書の写し、店舗等のパンフレット、業務委託契約書など)
②妊娠・出産	●母子手帳の写し(保護者名と出産予定日の確認できるページ)
③疾病・障害	★診断書兼疾病・障害状況申告書(疾病の場合は医師による証明が必要) ●各種手帳の写し(障害の場合)
④介護・看護	★介護・看護申立書 ●介護・看護が必要な人の各種手帳または介護保険被保険者証の写し、診断書など治療期間等が確認できる書類
⑤災害復旧	★申立書 ●罹災証明書
⑥求職活動	★勤務(就労)予定申立書 ●求職カード(ハローワークなどで登録している場合)
⑦就学	●在学証明書、学生証の写し(在学先・在学期間などが確認できるもの) ●時間割などの写し(修学時間の確認ができるもの)
⑧育児休業を取得することとなり、既に保育利用しているこどもがいて継続利用が必要であること	★育児休業等に伴う教育・保育給付認定申請内容変更届[該当者に園から配布] ★就労証明書(育児休業取得期間の記載があるもの)
⑨その他	●市が求める書類

※家庭の状況等により、必要に応じて上記以外の追加書類の提出を求めることがあります。

三田市に住民登録のある人が市外の保育所等を入所希望する場合(委託)

勤務地や勤務時間の都合で市外の保育所等(2号・3号認定)を希望する場合、三田市から入所希望施設の所在地がある市区町村へ委託依頼が必要となります。なお、申込先市区町村の締切日までに申込先市区町村に申込書が届いていることが必要となりますので、間に合うようにお申込みください。

なお入所が決まった後も、年度ごとの更新が必要です。毎年必要書類をご提出いただき、三田市からの委託依頼を行う必要があります。

①三田市の申込書に、希望施設名や希望する理由等を明記し、必要書類を三田市へ提出



②内部審査のうえ、申込書写しを添付して申込先市区町村へ委託依頼



③申込先市区町村より三田市へ回答があり次第、三田市より保護者へ結果を通知



保育料・給食費の納付

保育料は三田市の保育料徴収基準額表により決定します。保育料・給食費の納付先は入所した施設によって異なります。

【納付先】

施設	保育料	給食費
公立保育所・認定こども園	設置市町村	設置市町村
私立保育所	三田市	施設・事業者
私立認定こども園・小規模保育	施設・事業者	施設・事業者

他市町村から転入予定で、三田市内の保育所等へ入所希望する場合

現在、住民登録のある市区町村での申込みとなります(三田市に転入後、改めて三田市の申込書で提出が必要です)。三田市の受付締切日までに三田市に申込書が届いていることが必要となりますので間に合うようにお申込みください。

ただし、入所希望月の1日までに三田市に転入する予定があり、かつ『転入先の住所と転入時期がわかる書類(賃貸・売買契約書の写し、実家の場合は住所と転入時期を申込書に記入)』が提出可能な場合は三田市へ直接申込みことができます。

※入所月の1日までに三田市へ転入できない場合は、三田市への直接申込みはできません。また、利用調整の結果、入所内定となっても入所月の1日までに三田市へ転入できない場合は内定取り消しとなります。

市外に住民登録のある人が、三田市内の保育所等へ入所希望する場合(受託)

三田市外に住民登録のある人が、勤務地や勤務時間の都合で三田市内の保育所等(2号・3号認定)へ入所希望する場合は、現在、住民登録のある市区町村での申込みとなります。現在、住民登録のある市区町村から三田市の受付締切日までに三田市に申込書が届いていることが必要となりますので間に合うようにお申込みください。



保育料・給食費の納付

保育料は、現在、住民登録のある市町村の保育料徴収基準額表により決定します。保育料・給食費の納付先は入所した施設によって異なります。

【納付先】

施設	保育料	給食費
公立保育所・認定こども園	三田市	三田市
私立保育所	在住市町村	施設・事業者
私立認定こども園・小規模保育	施設・事業者	施設・事業者

個人番号(マイナンバー)の利用

平成28年1月から個人番号(マイナンバー)制度が始まり、子どものための教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定の利用手続きの際に個人番号(マイナンバー)を申告していただくことになりました。

三田市では、教育・保育施設の利用手続きに合わせて、「個人番号申告書」を提出していただきますので、以下のご案内をよくご確認ください。「個人番号申告書」を提出いただく際に、個人番号の記載がなくても(個人番号がわからないなど)、申請の受付は可能です。



マイナンバーの申告が必要な場合

(1)子どものための教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定を申請するとき(新たに利用申込するとき)

(2)認定・申請内容を変更申請されるとき



申告が必要な方

○左記の申請者になります(通常は子どもの保護者)。

○申請者のほか、教育・保育を利用する子ども及び生計を一にする世帯員全員の個人番号の申告が必要です(同居の祖父母や単身赴任中の保護者、就学中のきょうだい等、別居中の世帯員も含む)。



希望する認定区分ごとの手続き

(1)保育利用(2号・3号認定)希望の場合

①申請者が来所する場合…保育振興課に「個人番号申告書」を提出してください。その際、申請者の「個人番号確認書類」及び「本人確認書類」の原本確認を行います。

②使用者として同居の親族が来所する場合…「個人番号申告書」、申請者の「個人番号確認書類(写し)」及び「本人確認書類(写し)」を封筒に入れて、必ず封をして持参してください。

③同居の親類あるいは同居の親族以外の者が代理人として来所する場合…「個人番号申告書」、申請者の「個人番号確認書類(写し)」、「委任状」(法定代理人の場合は戸籍謄本など)、「来所者の本人確認書類」をご持参ください。

(2)教育標準時間(1号認定)利用希望の場合、施設等利用給付認定を受ける場合

申請者は、利用される園を通じて市に提出いただくことが基本となり、「個人番号申告書」と申請者の「個人番号確認書類(写し)」及び「本人確認書類(写し)」を封筒に入れ、必ず封をしてご提出ください。

(3)郵送での手続きの場合

郵送での手続きを行う際は、封筒に「個人番号申告書」と申請者の「個人番号確認書類(写し)」及び「本人確認書類(写し)」を同封し、必ず封をして送付くださるようお願いいたします。



「個人番号申告書」の提出の際には、「個人番号の確認」と「本人確認」が必要

(1)個人番号確認書類(いずれか1点)

「個人番号カード(マイナンバーカード)」、「通知カード」または「個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書」
※代理人が申請される場合は、来所される方の「本人確認書類」が必要です。

(2)本人確認書類(A、Bのいずれか)

A:写真付き身分証明(1点で可)

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・運転免許証
- ・各種障害者手帳、療育手帳
- ・パスポート、在留カードまたは特別永住者証明書

B:その他の本人確認書類(2点必要)

- ・各種健康保険被保険者証または各種共済組合の組合証
- ・児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書
- ・医療受給者証、年金手帳

保育所等に預けるためには、保育料、給食費、その他施設が設定している必要経費等を支払う必要があります。保育料は所得に応じて決定され、副食費(給食費の一部)は収入等の条件によって免除されることがあります。

保育料(利用者負担額)

保護者が負担する保育料は、施設に関わらず父母等の所得や世帯の状況などにより市が決定します。詳細は「保育認定(2号・3号認定)こどもにおける利用者負担(P13参照)」をご覧ください。幼児教育・保育の無償化制度によって、一部保育料が無料となっています。

※1号認定(満3歳児以上)は幼児教育・保育の無償化制度によって、保育料は無料です。預かり保育については、一部の場合を除いて別途費用が発生します。詳細は「幼児教育・保育の無償化(P16)」を参照ください。



保育料等の納付先・納付方法

●公立保育所・認定こども園

保育料・給食費はいずれも三田市へ納付してください。
納付方法は、原則、口座振替です。「口座振替依頼書(ハガキ)」をご提出ください。口座振替日は毎月末日(末日が休日の場合は、翌営業日)です。

●私立保育所

保育料は三田市へ納付してください。納付方法は、原則、口座振替です。「口座振替依頼書(ハガキ)」をご提出ください。口座振替日は毎月末日(末日が休日の場合は、翌営業日)です。
※給食費、諸経費は各園へ納付

●私立認定こども園、小規模保育

保育料、給食費、諸経費など全て各施設へ納付してください。納付方法や支払い期日は各施設によって異なりますので、ご確認ください。

保育に要する経費は、国と県と市の公費による負担と市町村民税額に応じて保護者に負担していただく保育料でまかなっています。三田市では、保護者の経済的負担を少しでも軽減するために、国の定める保育料よりも軽減して定めています。児童の保育には多くの経費が必要で、厳しい財政状況のもと多額の市費を投入し、保育内容の充実に努めています。保育所の円滑な運営を図るため、保育料の期限内納付について、保護者の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。
※保育料を滞納された場合は、児童福祉法の規定に基づき、滞納処分(預金・給与等の差押など)を行う場合があります。

保育料は毎年9月に切り替わります

令和9年						令和10年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度の市町村民税額に基づく保育料 ※対象となる所得(令和7年1月～12月までの1年間の所得)						令和9年度の市町村民税額に基づく保育料 ※対象となる所得(令和8年1月～12月までの1年間の所得)					

給食費(主食費・副食費)

給食費は、主食費(ごはん代など)と副食費(おかず代など)で構成されています。3歳児～5歳児の給食費は幼児教育・保育の無償化の対象にはなりません。副食費は所得や保育所等に入所されているこどもの人数などによって免除されることがあります(P15参照)。ただし、主食費は全員負担で免除対象外です。

保育認定(2号・3号認定)子どもにおける利用者負担

【令和9年4月以降(単位:円)】

階層区分				3歳未満児				3～5歳児	
国基準	市基準			標準時間認定		短時間認定			
				第1子扱い (全額)	第2子扱い (半額)	第1子扱い (全額)	第2子扱い (半額)		
第1階層 生活保護世帯	①	A	生活保護世帯		0	0	0	幼児教育・ 保育の無償化 対象です。 (負担額0円) ※各園で徴収 されている 経費、給食費 【(主食費(お米 代等)+副食費 (おかず代等)) は無償化の対象 に含まれません。	
第2階層 市町村民税 非課税世帯	②	B	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯	非課税世帯 (ひとり親世帯等*1)	0	0	0		
				非課税世帯 (その他世帯)	0	0	0		
第3階層 所得割課税額 48,600円 未満世帯	③	C1	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	所得割非課税世帯 (均等割のみひとり親世帯等)	7,000	0	6,850		0
				所得割非課税世帯 (均等割のみその他世帯)	15,000	7,500	14,700		7,350
	④	C2		48,600円未満世帯 (ひとり親世帯等)	8,000	0	7,850		0
				48,600円未満世帯 (その他世帯)	17,000	8,500	16,700		8,350
第4階層 所得割課税額 97,000円 未満世帯	⑤	D1		64,700円未満世帯 (ひとり親世帯等)	9,000	0	9,000		0
				64,700円未満世帯 (その他世帯)	21,000	10,500	20,600		10,300
	⑥	D2		77,100円以下世帯 (ひとり親世帯等)	9,000	0	9,000		0
				80,800円未満世帯☒	25,000	12,500	24,500		12,250
	⑦	D3		97,000円未満世帯	30,000	15,000	29,400		14,700
				120,000円未満世帯	35,000	17,500	34,400		17,200
第5階層 所得割課税額 169,000円 未満世帯	⑧	D4		143,000円未満世帯	40,000	20,000	39,300		19,650
	⑨	D5	169,000円未満世帯	44,500	22,250	43,700	21,850		
	⑩	D6	240,000円未満世帯	53,000	26,500	52,000	26,000		
第6階層 所得割課税額 301,000円 未満世帯	⑪	D7	301,000円未満世帯	57,000	28,500	56,000	28,000		
	⑫	D8	349,000円未満世帯	64,000	32,000	62,900	31,450		
第7階層 所得割課税額 397,000円 未満世帯	⑬	D9	397,000円未満世帯	72,000	36,000	70,700	35,350		
	⑭	D10	397,000円未満世帯	88,400	44,200	86,800	43,400		
第8階層 所得割課税額 397,000円 以上世帯	⑮	D11	397,000円以上世帯						

*1 この表における「ひとり親世帯等」とは次の世帯のことをいう。

(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2)次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者、保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律 第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3)生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

*2 この表における「所得割額」の算定にあたっては、住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除等は適用しない。

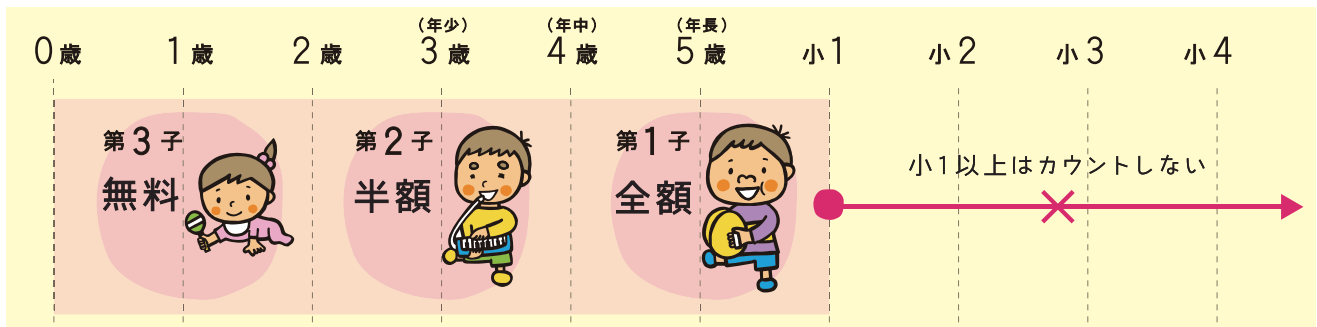
*3 この表の年齢区分は、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育の提供を受けた日の属する年度の初日の前日の満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更のないものとする。

(注)① (小学校就学前の児童から数えて)第3子以降の保育料は無料 ②所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯等の場合は第2子以降の保育料は無料 ③3歳児未満の給食費は保育料に含みます。

多子世帯やひとり親世帯等は、保育料の負担軽減があります

最年長のこどもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります(注1)

※ただし、小学生以上のきょうだいはカウント対象外です。

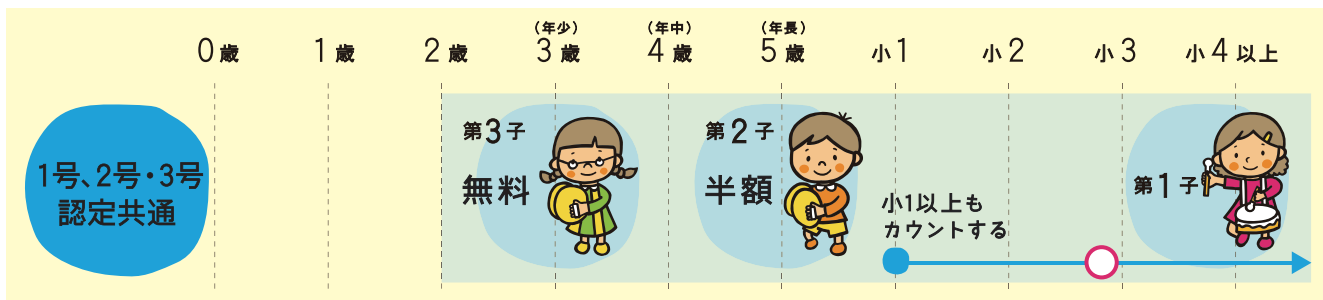


(注1) 同一世帯の2人以上の小学校就学前こどもが同時に次の各号のいずれかに該当する場合は対象となります。

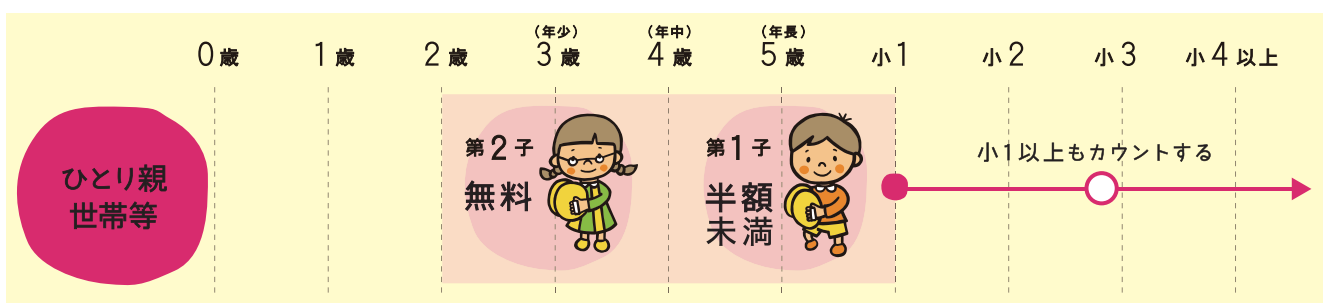
- (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用していること。
- (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園に入園していること。
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に就学していること。
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けていること。
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に入所していること。

世帯年収が約360万円未満相当の場合は年齢制限なく多子軽減対象としてカウント

- ひとり親世帯等・・・所得割課税額が77,100円以下(三田市基準の階層でD2の一部以下)
- その他世帯・・・・・・所得割課税額が57,700円未満(三田市基準の階層でD1の一部以下)



所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯等の場合は第2子以降を無料とします



※世帯が別(別居を含む)で生計が同一の子や孫等がいる場合、保育料軽減の要件に該当する可能性がありますのでお申出ください。

祖父母等と同居している世帯の保育料等の取扱い

保育料(副食費免除判定含む)については、国の規定等に基づき、父母の市町村民税額をもとに決定し、入所している児童が父母のほかにも祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合には、祖父母等の市町村民税額を保育料の算定対象として決定しています。祖父母等の市町村民税額を保育料の算定対象とするかどうかの基準は次のとおりです。

1. 父母が次の(1)から(3)全てに該当する場合は、父母の市町村民税額のみを保育料の算定対象とします。

- (1)入所している児童を市町村民税の算定上、扶養控除の対象としていること。
- (2)入所している児童を健康保険において、扶養家族としていること。
- (3)その世帯において最多収入、最多納税の者であること。

2. 父母が上記1.(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、上記1の(1)から(3)までの該当の有無を総合的に勘案するなかで、祖父母等の市町村民税額を保育料の算定対象とする場合があります。

ただし、この場合でも父母の前年収金額(※1)の合計が103万円以上であれば、父母のみの収入で生計を維持していると判断し、父母の市町村民税額のみを保育料の算定対象とします。また、祖父母等と住民票が別々であっても、同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市町村民税額を保育料の算定対象に含むことがあります。

<保育料の算定対象者の変更手続き>

祖父母等の市町村民税を保育料の算定対象として決定した後、父母の収入が今後年収103万円を超えることが見込まれる場合は、申出により保育料の算定対象者を祖父母等から父母のみに変更することが可能です。直近3カ月の収入を証明できる書類(※2)をご提出いただき、父母の収入によって児童の養育が可能であることが認められた場合、申出のあった翌月から父母のみの所得により保育料を再算定いたします。

※1) 収入金額には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等非課税収入も含まれます。

※2) 給料明細等、内容により提出する書類が異なりますので、あらかじめお問い合わせください。

副食費の免除

3～5歳児の給食費は、幼児教育・保育の無償化の対象外となるため、主食費(ごはん代)・副食費(おかず代など)はまとめて施設が徴収します(公立保育所・認定こども園は三田市が徴収)。

ただし、年収360万円未満相当世帯のこども(※1)と全ての世帯の第3子以降のこども(※2)の副食費は免除されます(主食費は全員負担)。保育料と同じく毎年9月が新年度市町村民税額判定による切り替えの時期となります。

該当する世帯	第1子	第2子	第3子以降
<u>年収360万円未満相当世帯のこども(※1)</u> ●ひとり親世帯等で77,100円以下 ●その他世帯で57,700円未満	副食費免除	副食費免除	副食費免除
<u>全ての世帯の第3子以降のこども(※2)</u>	副食費保護者負担	副食費保護者負担	副食費免除

※1) 世帯年収等を基とした市町村民税所得割課税額より判定します。

※2) 小学校入学前までで保育所等に入所しているこどもをカウント対象とします(前頁多子軽減参照)

幼児教育・保育の無償化

全ての3歳児～5歳児と市町村民税非課税世帯の0歳児～2歳児を対象に幼児教育・保育の無償化が実施されています。※給食費(P12参照)や通園バス代、行事費など各園が独自に徴収する費用は、無償化の対象外です。

無償化の範囲 施設・事業	0～2歳児 (令和6年4月2日以降 生まれ)	満3歳児(※1) (令和6年4月2日～ 令和7年4月1日生まれ)	3～5歳児(※2) (令和3年4月2日～ 令和6年4月1日生まれ)	事務手続き
保育所、小規模保育 認定こども園(2・3号認定)	市町村民税非課税 世帯のみ対象	市町村民税非課税 世帯のみ対象	対 象	不 要
認定こども園(1号認定)	該当なし	対 象	対 象	不 要
認定こども園・幼稚園 (1号認定)の預かり保育 *「保育の必要な事由」 が必要	該当なし	【新3号認定】 月額上限 17,700円 (※3)または利用日数 ×490円 市町村民税非課税 世帯のみ対象	【新2号認定】 月額上限 12,300円 (※3)または利用日数 ×490円	「施設等利用 給付2・3号 (新2・3号)」 の認定を受ける には申請が必要 (在籍園がある 場合は園を通じ て)▶下記参照
(※4)認可外保育施設、一時 預かり事業、病児保育事業、 ファミリーサポートセンター *「保育の必要な事由」 が必要	【新3号認定】 月額上限 45,700円 市町村民税非課税 世帯のみ対象	【新3号認定】 月額上限 45,700円 市町村民税非課税 世帯のみ対象	【新2号認定】 月額上限 40,300円	
(※5)就学前障害児の 発達支援	市町村民税非課税 世帯のみ対象	市町村民税非課税 世帯のみ対象	対 象	不 要

※1) 満3歳児とは、3歳になった日から最初の3月31日までの間のこどもです。

※2) 3～5歳児とは、3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前までです。

※3) 預かり保育の利用日数が1カ月間で25日以内の場合は、その利用日数に490円を乗じた額が月額上限額となります。

※4) 幼稚園・保育所・認定こども園等に在園している場合は、基本的には認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンターを利用しても無償化の対象とはなりません。例外として在籍する幼稚園、認定こども園(1号認定)が預かり保育を教育時間と合わせて平日8時間、年間200日以上実施していない場合に預かり保育の上限額から預かり保育にかかる無償化の実際の支給額を差し引いた残りの額について認可外保育施設等も無償化の対象となります。

※5) 幼稚園・保育所・認定こども園と就学前障害児の発達支援の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

施設等利用給付2号・3号(新2号・新3号)認定を受けるには申請が必要

「保育の必要な事由(P5参照)」に該当するが、認可保育所等に入所できず、認定こども園や幼稚園などの預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用している場合は、申請手続きを行い、認定を受けることで無償化の対象となります。保育利用(2号・3号認定)で認可保育所等に在籍している場合は対象外です。認定こども園(1号認定)と預かり保育を利用する場合、1号認定とは別に園を通じて認定申請が必要となります。

2号または3号認定を受けている児童であって、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該児童に関しては認定を受けたものとみなします(別途、認可外保育施設を通じて「幼児教育・保育無償化にかかる状況届」の提出が必要)。

※法令の改正に伴い、令和8年10月より給付上限額が引き上げられました。

1 基準指数表

(令和9年4月入所以降)

保育の実施基準			摘 要		指 数		
No.	類 型						
1	就 労	月20日以上	1日8時間以上の労働を常態		20		
			1日6時間以上8時間未満の労働を常態		18		
			1日4時間以上6時間未満の労働を常態		16		
		月16日以上	1日8時間以上の労働を常態		18		
			1日6時間以上8時間未満の労働を常態		16		
			1日4時間以上6時間未満の労働を常態		14		
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている。				10	
2	求 職 活 動	内 定	月20日以上	1日8時間以上の労働を常態		17	
				1日6時間以上8時間未満の労働を常態		15	
				1日4時間以上6時間未満の労働を常態		13	
			月16日以上	1日8時間以上の労働を常態		15	
				1日6時間以上8時間未満の労働を常態		13	
				1日4時間以上6時間未満の労働を常態		11	
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている。				7	
		未 定	定期的に求職活動をしていると認められる場合(客観資料等により)				7
			求職中(上記以外)				2
3	妊娠・出産	母が出産又は出産予定日の前後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する場合				14	
4	就 学	就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合				14	
		就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合				10	
5	疾 病 ・ 障 害	疾 病	3か月以上入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合			20	
			1か月以上入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で保育が常時困難な場合			17	
			通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合			13	
			病気などにより、保育に支障がある場合(上記以外)			10	
		障 害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が常時困難な場合			20	
			身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合			18	
			身体障害者手帳5～6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付を受けていて、保育が困難な場合			16	
6	介 護 ・ 看 護	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付又は要介護認定5～4の認定を受けている者の介護を行い、常時保育が困難な場合			18		
		身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付又は要介護認定3～2の認定を受けている者の介護を行い、保育が困難な場合			16		
		身体障害者手帳5～6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付又は要介護認定1の認定を受けている者の介護を行い、保育が困難な場合			14		
		病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記以外に該当しない範囲で保育に支障がある場合			12		
7	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合				20	
8	虐待・DV	三田市福祉事務所長が特に保育が必要な状態にあると認める場合					
9	その他	三田市福祉事務所長が特に保育が必要な状態にあると認める場合					

【備考】

- 1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。ひとり親世帯については、当該ひとり親の指数に20点を加算する。
- 2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合には、求職中として取扱う。
- 3 保護者が保育の必要な事由が2つ以上ある場合には、原則として指数の高い状況に該当するものとして取扱う。
- 4 就労時間には、休憩時間を含め、通勤時間は含まないものとする。
- 5 表中の区分により難い場合は、実態に則して最も近いと思われる要件に当てはめ、指数を決定する。
- 6 No.8及びNo.9の指数については、当該児童・世帯の状況に応じて福祉事務所長が決定する。

2. 調整指数表

項 目	条 件		指 数	該当する要件
加算指数	就労状況	1 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	+3	
		2 保護者が産前産後休業又は育児休業を取得中で、復帰する場合	+3	3妊娠・出産を除く
		3 三田市が入所措置及び利用の要請を行う市内の保育所、認定こども園及び小規模保育で保育士・幼稚園教諭又は看護師として保育又は看護業務に従事する場合	+10	
		4 三田市が入所措置及び利用の要請を行う市内の保育所、認定こども園及び小規模保育で業務に従事する場合(番号3を適用する場合は除く。)	+3	
	家庭状況	5 生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合	+2	
		6 ひとり親世帯	+7	
		7 父母の一人が単身赴任	+2	
	障害	8 保護者が身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の1つを所持している場合	+3	5疾病・障害を除く
		9 保護者が身体障害者手帳3級以下、療育手帳B1以下、精神障害者保健福祉手帳2～3級の1つを所持している場合	+2	5疾病・障害を除く
		10 同一世帯に身体障害者手帳4级以上、療育手帳B1以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上のうち、いずれかを所持している者がいる場合(保護者及び入所児童を除く。)	+2	6介護・看護を除く
	児童の状況	11 特別支援が必要な児童であると三田市心身障害児保育指導委員会で判断された場合	+2	
		12 既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合	+4	
		13 同時に2人以上の申し込みをしている場合	+2	
		14 多胎児が同時に申し込みをしている場合	+4	
		15 既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合であり、かつ同時に2人以上(多胎児を含む)の申し込みをしている場合	+6	
		16 地域型保育施設を卒園する場合(連携施設を自己の判断により選択しなかった場合は除く)	+10	
		17 あさひ若草ナースリーを卒園する場合	+10	
		18 認可外保育施設、一時預かり等を週3日以上利用している場合	+3	
	その他	19 入所希望月から待機期間が12カ月以上である場合(就労予定及び番号21を適用する期間を除く)	+8	
		20 三田市福祉事務所長が特に必要と認める場合		
減算指数	就労状況	21 保護者が育児休業を取得中で、希望する保育等に入所できない際に育児休業の延長も許容できる場合(規則第7条に定める保育所利用申込書に保護者がその旨を記載等した場合に限る)	-20	
	家庭状況	22 同居している65歳未満の保護者の父母等が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合等を除く)	-6	
	広域入所	23 市外在住者で、転入予定であるが、転入先の住所が確定していない場合	-5	
		24 市外在住者(転入予定者及び番号3に該当するものを除く)	-20	
	転園	25 保育所等を利用中に別の保育所等を希望する場合(兄弟姉妹が利用している保育所等に転園する場合、転居・転勤によりやむをえず転所を希望する場合は除く)	-5	
	保育料滞納	26 入所児又は卒園児の利用者負担(保育料)等を3カ月以上滞納している場合(分納誓約書を提出しており、それに基づき過去3カ月納入している場合を除く)	-5	
	その他	27 入所利用調整の結果、入所(園)内定となったが入所(園)せず待機となった場合(入所希望月を含む年度に限る)	-3	

備考

- 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
- 番号8および9、12から15まではそれぞれ重複して加算しない。
- 番号16または17に該当する場合は、番号18および19は適用しない。
- 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。
- 番号20については、当該児童・世帯の状況に応じて福祉事務所長が決定する。
- 番号21に該当する場合は、番号2を適用しない。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

- 三田市在住者(転入予定者含む)
- 三田市内の保育所、認定こども園及び小規模保育で保育士、幼稚園教諭又は看護師として保育又は看護業務に従事する場合
- 同居者(住所が別であっても生計を共にしている場合を含む)なしのひとり親世帯
- 生活保護世帯
- 待機期間が長い者
- 既に兄弟姉妹が保育所等に入所しており、同じ保育所等となる場合
- 同一世帯に障害者がいる場合
- 通勤時間が長い者
- 保育料算定にかかる市町村民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する)

2. 調整指数の補足説明

(令和9年度版)

No.	条件	内容
1	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	※生計中心者が失業しており、かつ父または母が今後求職活動を行う場合で勤務(就労)予定申立書の「3 同一世帯における生計中心者の失業の有無」欄にその旨の記述がある場合に加点する。
2	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得中で、復帰する場合	※番号18とは重複しない。 ※期間を切り上げ復帰し、認可外保育施設等に入所した場合でも番号3の加点を継続する
12	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合	※保育所等とは、認可保育所、認定こども園(1号認定を含む)、私立幼稚園、地域型保育施設をいう。 ※市立幼稚園・認可外保育施設等を除く。
13	同時に2人以上の申込みをしている場合	※2人以上申込みで、1人が既に1号認定で認定こども園に在園しており2号認定申込みをしている場合、既に1号認定で入所の児童に対しては番号13を加点、他の同時申込み児童には番号12を加点する。
15	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合であり、かつ同時に2人以上(多胎児を含む)の申込みをしている場合	※番号12・13に準ずる。
17	あさひ若草ナースリーを卒園する場合	※2歳児クラスを3月末に卒園予定で、翌4月の申込みをしている場合のみ加点する。待機児童となった場合は継続して加点する。 ※5月以降の入所申込みをする場合は加点しない。
18	認可外保育施設、一時預かり等を週3日以上利用している場合	※番号2とは重複しない。 ※市内・市外の認可保育所・認定こども園等を除く。
19	入所希望月から待機期間が12カ月以上である場合(就労予定の期間を除く)	※転園申請の場合も加点する。(番号25の減点もあり。) ※待機中に産前産後・育児休業を取得しても(入所決定次第復帰が条件)待機の期間に換算する。ただし、待機中に保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は加点しない。
25	保育所等を利用中に別の保育所等を希望する場合(兄弟姉妹が利用している保育所等に転園する場合、転居・転勤によりやむをえず転所を希望する場合は除く)	※地域型保育施設等の従業員枠に入所している場合は減点しない。 ※市内の保育施設等に入所できず、市外の保育施設に通っている場合も減点しない。 ※市内転居による転園は減点対象。



申請内容から変更があった場合、下記★マークの書類は三田市指定の様式で提出が必要です（●は添付書類）

手続きが必要な状況(例)	提出必要書類	提出先
就労状況が変わる(勤務時間・場所が変わった、転職するなど)	★就労証明書	保育振興課 または 在籍施設
仕事を辞めて求職活動を行う	★勤務(就労)予定申立書 ●求職カード(ある場合)	
仕事を辞めて就学する	●在学証明書、学生証、時間割表など (在学先、在学期間、修学時間の確認できる書類)	
自営業を始めた	★就労証明書 ●事業の実態が確認できる書類 (例:開業届の写し、パンフレット、業務委託契約書など)	
保護者の離婚、家族構成の変更など (別居の場合は要相談)	★教育・保育給付認定に係る申請内容変更届 ●戸籍謄本の写し、健康保険証のコピー(父または母と入所児童分)	保育振興課
保護者の結婚など(事実婚・未婚の同居開始も含む)	★教育・保育給付認定に係る申請内容変更届 ●戸籍謄本の写し、健康保険証のコピー、保育の必要な事由の証明書(就労証明書など)	保育振興課
保育標準時間／短時間を変更したい	状況に応じて必要書類や手続きが違いため、随時お問い合わせください(保育標準時間への変更について必要条件を満たしていない場合は変更できない場合があります)	保育振興課 または 在籍施設
育児休業に入る	★就労証明書(育児休業取得期間の記載があるもの) ★育児休業等に伴う教育・保育給付認定申請内容変更届	在籍施設
保護者の疾病・障害	★診断書兼疾病・障害状況申告書(疾病の場合は医師による証明が必要) ●各種手帳の写し(障害の場合)	保育振興課
家族の介護・看護が必要になった	★介護・看護申立書 ●各種手帳または介護保険被保険者証の写し、診断書など 治癒期間等が確認できる書類	保育振興課
退所、転園、市外へ転出する場合	★退園届(転出後同じ園に継続して通う場合も必要。その場合は転出先市町村から三田市への委託依頼が必要)	在籍施設
入所児童本人が疾病・入院などで 同一月内に10日以上休園したなど	★三田市保育料減免申請書 ●診断書など	保育振興課

※その他、申請内容から変更があった(就労形態・世帯の状況等)場合は、すみやかに市へご連絡ください。

現況届・所得等状況届、翌年度の継続利用の手続き

■ 現況届(1号認定)、所得等状況届(2号・3号)

本年度9月以降の保育料切替・副食費判定のため世帯の状況等を確認します。毎年6月以降、在籍園を通じて必要書類を配布します。
対象:在園児全員(児童1人につき1部)

■ 翌年度保育継続利用の手続き

翌年度継続利用の確認のため、保護者の保育の必要な事由の証明書等の提出が必要。毎年11月以降、在籍園を通じて必要書類を配布します。
対象:4歳児以下の在園児(児童1人につき1部)

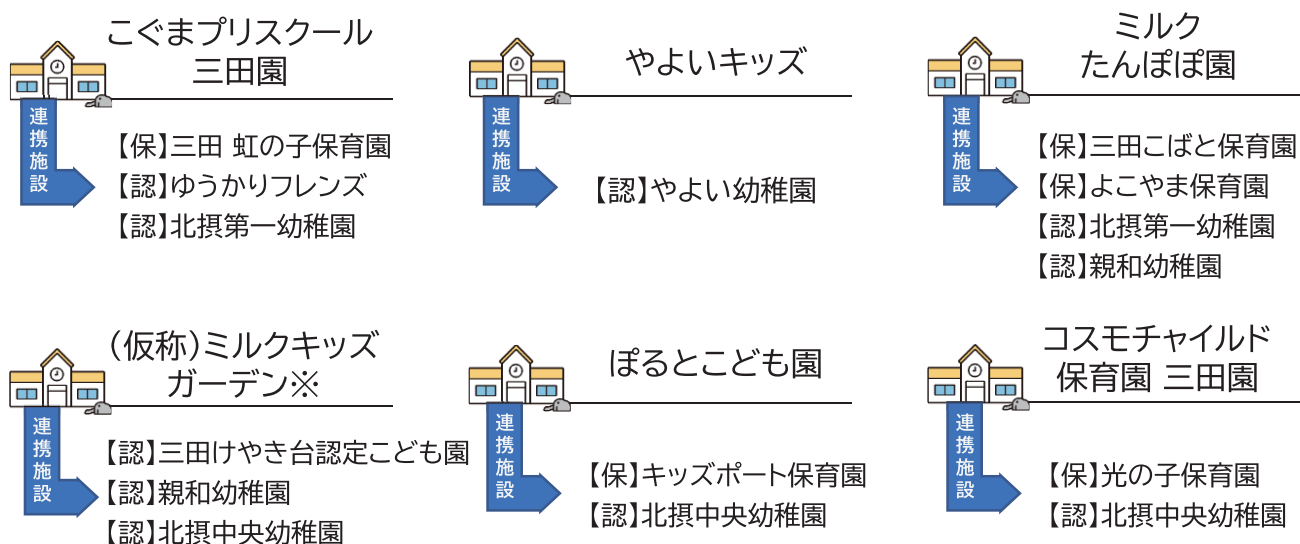
小規模保育卒園後の進級(連携施設)

小規模保育を卒園後は、以下の選択パターンにより、連携施設(認定こども園や保育所)へ引き続き入所が可能です。(小規模保育とは・・・0～2歳児が対象、定員が19人以下の施設)

【小規模保育が提携する連携施設を希望する場合】

原則として、希望する連携施設へ入所することができます。ただし、連携施設が複数ある場合は、希望する連携施設の受入枠の範囲内で市が利用調整を行います。(小規模保育卒園年度の8月末までに決定予定)

※2歳児で9月以降に小規模保育へ入所した場合は空き状況次第で連携施設へ入所可



※けやきキッズガーデンは令和8年度末をもって閉園され、(仮称)ミルクキッズガーデンが新設されます。

【連携施設を希望しない場合】

毎年秋に予定している保育所等入所の申込み(P6参照)をしていただき、新規申込の方と同一の選考を受けていただきます(入所が保障されているわけではありません)。この場合、連携施設への入所の権利を失うこととなりますので、十分にご検討のうえお申込みください。

あさひ若草ナースリー卒園後の進級

「あさひ若草ナースリー」は0歳児～2歳児専用の保育所となり、入所された場合、保育実施期間はお子さんの2歳児クラスの年度内までとなります。そのため、3歳児以降について、自動的に同法人の若草幼稚園などに進級するものではありません。

引き続き保育所等に入所を希望される場合は、入所申込みが必要となり、他の入所申込者と同様に入所判定会の審査を経て決定となります(ただし、加算指数の適用あり)。また、3歳児以降、姉妹園である「三田あさひ幼稚園」などの認定こども園に入園を希望する場合、手続きが異なりますので下記をご参照ください。

<あさひ若草ナースリー在園児で3歳児以降の選択パターン>

認定こども園を第1希望にする場合	保育所を第1希望にする場合
◆第1希望に認定こども園を希望する場合は、園の説明会に参加し、A日程(P6参照)に他の申込者と同様に新年度向け入所申込書をご提出いただき、利用調整後に入園の可否が決定します。	◆第1希望に保育所を希望する場合は、B日程(P6参照)で他の申込者と同様に新年度向け入所申込書を提出いただき、利用調整後に入所の可否が決定します。 ※若草幼稚園は認定こども園ですが、B日程で申込となります。

Q1. 保育施設の空き状況について知りたいのですが、、、。

A.施設の空き状況は公表していませんが、毎月の入所受入状況は三田市ホームページや窓口などで公開しています。

選考		公表時期
4月入所	A日程	10月下旬
	B日程	2月上旬
	C日程	3月上旬
5月～12月入所		毎月20日頃
1月～3月入所		12月下旬



▲三田市HP
入所受け入れ
状況

Q2. どこの園が人気ですか？

A.地域ごとの人口や利便性などにより傾向として申し込みが多くなる施設はあります。施設によって保育方針や特徴は異なりますので、詳しくは見学に行かれて実際に保護者の目でご確認いただくことをお勧めします。

Q3. これから仕事を探す予定です。仕事を見つける方が先ですか？保育所の申し込みが先ですか？

A.仕事が決まっていない場合でも、「求職活動」の要件でお申し込みをしていただくことが可能です。その場合は、「勤務(就労)予定申立書」に記入をお願いします。まだ勤務しないが、既に仕事が決まっている場合は「就労証明書」をご提出ください。(P9参照)

Q4. 入所は先着順ですか？また、書類がそろっていないと申し込みできませんか？

A.先着順ではありません。入所希望月の締め切りまでに提出された書類に基づき、利用調整を行います。また、書類がそろっていない場合でも申請は受け付けますが、利用調整上不利になることがありますので、余裕をもってご準備いただくことをお勧めします。

Q5. 育児休業中の子どもの申し込みを考えています。入所後復帰できなかった場合はどうなりますか？

A.入所希望児童の育児休業中の場合は、入所が決まれば入所月からおおよそ1カ月での復帰を条件としています。入所後、元の職場(申し込み時に提出した就労証明書に記載のある勤務先)に復帰していない場合、内定の取り消しまたは退所となることがあります。復帰せず、転職する場合はご相談ください。

Q6. 「入所保留通知書」はどのようにもらえますか？

A.保育所等の入所申込をしたが、入所保留となった児童の保護者に対して「入所保留通知書」を発行します(年度途中入所は希望した人のみ。必要な場合はお申し出ください)。何月の保留通知書が必要なのか必ずご確認の上、締め切り日に間に合うように入所申し込みをしてください。

入所保留となったことに伴い、育児休業を延長される場合や育児休業給付金に関することは、勤務先または勤務先所管のハローワークへお問い合わせください。

※申請のない月、内定を辞退した月の入所保留通知書は発行できません。

Q7. 今、第一子の育休中です。ゆくゆくは二人目を考えているのですが、その場合、保育所には続けて通うことはできますか？

A.第一子の育休を終えて復帰されるのであれば、その後に第二子の産休・育休を取得される場合、第二子の1歳の誕生日までに仕事へ復帰する(または再就職)ことを条件に継続して通うことが可能です。また、その場合は第二子の誕生月の入所申請が必要です。ただし第一子の育休から、そのまま第二子の産休に入られる場合は、「妊娠・出産」要件となります。入所内定できていても継続利用を希望するのであれば、産後8週にかかる月の翌月からお仕事に復帰する必要があります。続けて育休を取られる場合は退所となります。

Q8. 希望園の数や希望順位は利用調整に影響しますか？

A.希望園の数や順位によって利用調整が有利または不利になることはありませんので、ご自宅やご勤務地から通える範囲内の施設を通いたい順番で希望してください。

Q9. 園によって保育料は変わりますか？

A.認可園の場合、保育料に関しては施設に関わらず父母等の所得により決定します。毎年9月が切り替えの時期となり、算定元となる課税年度が変わります。なお、3歳児クラスから保育料は無償化の対象となり無料ですが、給食費は無償化の対象外のため保護者負担となります。制服代、教育充実費などの諸経費は各園によって異なりますので、直接お問い合わせください。

Q10. 離婚・再婚しました。何か手続きが必要でしょうか？

A.いずれも「申請内容変更届」の提出が必要です。離婚の場合はひとり親とわかる書類(戸籍謄本の写しと扶養者と子の保険証の写し)の提出が必要となります。再婚の場合は再婚相手の「保育の必要な事由の証明書」の提出が必要です。また、再婚相手が市外から三田市に転入された場合は住民税額の分かる書類(課税証明書または個人番号申告書)も必要となります。どちらの場合も保育料や保育時間が変更となる場合がありますので、三田市役所保育振興課まで必ずご連絡ください。



入所の疑問やお悩みは「保育コンシェルジュ」にご相談ください！



皆さん、はじめまして「保育コンシェルジュ」です！保育コンシェルジュは、保育資格・経験がある専門の相談員で、お子さんの保育に関してご相談いただけるほか、保育の制度やサービスの情報提供を行っています。みなさまのいろいろなお悩みに寄り添って一緒に考えさせていただければと思いますので、ぜひお気軽にご相談くださいね！



▲三田市HP
保育コンシェルジュ

相談方法：平日9時～16時30分 保育振興課(市役所本庁舎2階)の窓口または電話

※基本的に予約不要ですが、不在の場合があるので事前にお電話いただくと確実です。

▼窓口・電話での相談以外でも、さまざまな取り組みを行っています。ぜひご活用ください！

おでかけコンシェルジュ(出張相談)

多世代交流館子育て交流ひろば「ふらっと」、
地域子育て支援センター「みな・とっちひろば」、
「駅前子育て交流ひろば」で相談できます！

お子さんと遊びに来た
ついでに、保育のご相談
をしてみませんか。
【予約不要・日程はHP】



オンラインコンシェルジュ(オンライン相談)

「外出はできないけど、ゆっくり相談したい…」

そんな方は、オンライン(Webex)で

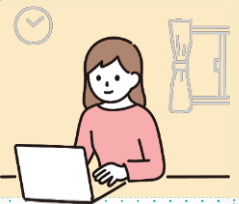
お手持ちのスマートフォンや

パソコンなどから、どこに

いても相談できます！

(1組30分程度)

【要予約・日程はHP】



三田市内各園を訪問

情報収集や資料配付、取材などをかねて定期的に
三田市内の各園を訪問しています。

園の先生方とお話する
ことや子どもたちが
元気に遊ぶ姿を見るこ
とで、いつも力をもら
っています！



保育コンシェルジュ通信

保育コンシェルジュが取材した三田市内各園の
1日の流れや様子をレポートしています。

園での活動の様子や保育室
の特徴、園長先生からの
メッセージなど、役立つ
情報を発信していきます！

【窓口等で配付・HPで閲覧可】



デイリープログラム(園での一日の流れ)

デイリープログラムとは、その年齢・月齢の健康的な生活(食事、排泄、睡眠、休息など)を軸として、生活の流れの時間的位置づけをしたもので、日々繰り返される生活の基盤となるものです。乳幼児期に規則正しい生活リズムをつくることによって情緒が安定し、健康な心身を育むことができます。

デイリープログラムは各園によって大きく異なりますが、保育認定(2号・3号認定)の園児が過ごす一般的な例をご紹介します。初めてお子さんを預けられる保護者の皆さんは参考に見てみてください。

(各園ごとのデイリープログラムは各園のホームページなどをご覧ください、見学時などにご確認ください)

0歳児～2歳児(乳児クラス)

- 7:00 ● 開園
順次登園(標準時間認定)
- 8:30 ● 順次登園(短時間認定)
自由あそび
- 9:00 ● 水分補給・おむつ交換
午前睡(主に0歳児)
- 10:00 ● 設定保育
- 11:30 ● 昼食・おむつ交換
- 12:00 ● 午後睡・おむつ交換
- 15:00 ● おやつ・水分補給
自由あそび
- 16:00 ● 順次降園(短時間認定)
順次降園(標準時間認定)
- 18:00 ● 延長保育
- 19:00 ● 閉園



3歳児～5歳児(幼児クラス)

- 7:00 ● 開園
順次登園(標準時間認定)
- 8:30 ● 順次登園(短時間認定)
自由あそび
- 9:00 ● 水分補給・排泄
- 10:00 ● 設定保育・活動・制作
- 11:30 ● 昼食・排泄
- 13:00 ● 午後睡(園によってはなし)
- 15:00 ● おやつ・水分補給
自由あそび
- 16:00 ● 順次降園(短時間認定)
順次降園(標準時間認定)
- 18:00 ● 延長保育
- 19:00 ● 閉園



ならし保育

ならし保育は入所日(毎月1日)から始まり、期間はこどもの年齢・状況や各園の方針により異なりますが、通常1週間から2週間程度です。

入所当初から慣れない環境で1日過ごすことは、こどもにとって大変な負担になります。こどもの負担を軽減するため、園との話し合いによって、保育時間を徐々に延ばして慣らしていきます。

ならし保育の期間中は朝の保育開始時間が通常の保育時間とは異なり、お迎えも早くなりますので、ご注意ください。



延長保育(満1歳以上)

保護者の勤務時間などにより保育時間内に送迎ができない場合に限り、園長承認のうえ延長保育を実施しています。入所後に各園へご相談ください。

【利用対象】原則、満1歳以上の在園児

①月極利用：保育標準時間認定の人のみが利用可

②臨時延長：保育標準時間認定、短時間認定いずれも利用可

【延長保育料】

各園へ納付。料金は園により異なる(P28～参照)

※月極利用は免除制度あり(条件あり)

各園の入所可能年齢・保育時間の一覧

(令和9年4月入所以降)

施設	公私	園 名	入所年齢	2号・3号認定		1号認定
				保育短時間	保育標準時間	教育標準時間
保育所	公	三田保育所	8カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	三田こばと保育園	8カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	光の子保育園	4カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	あいの保育園	3カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	あさひ若草ナースリー	6カ月～2歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	キッズポート保育園	3カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	よこやま保育園	3カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	さんだのもり保育園	2カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	三田 虹の子保育園	8カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
認定こども園	私	北摂第一幼稚園	1歳児～※1	8:00～16:00	7:00～18:00	9:00頃 ～ 14:00頃
	私	北摂中央幼稚園	2歳児～※1	8:00～16:00	7:00～18:00	
	私	ふじ幼稚園	1歳～	8:00～16:00	7:00～18:00	
	私	三田あさひ幼稚園	1歳児～※1	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	三田さち幼稚園	1歳8カ月～※2	8:00～16:00	7:00～18:00	
	私	三田つつじが丘認定こども園	6カ月～	8:50～16:50	7:30～18:30	
	私	三田けやき台認定こども園	6カ月～	8:50～16:50	7:30～18:30	
	私	北摂学園幼稚園	1歳児～※1	8:00～16:00	7:00～18:00	
	私	やよい幼稚園	2歳児～※1	9:00～17:00	7:00～18:00	
	私	ゆうかりフレンズ	3カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	若草幼稚舎	6カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	親和幼稚園	1歳児～※1	8:00～16:00	7:30～18:30	
	私	ほしのさとこども園	2カ月～	8:30～16:30	7:00～18:00	
	公	みつば幼稚園	3歳児～※1	8:30～16:30	7:00～18:00	
	公	ありまふじ幼稚園	3歳児～※1	8:30～16:30	7:00～18:00	
小規模保育	私	こぐまプリスクール三田園	6カ月～2歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	やよいキッズ	6カ月～2歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	ミルクたんぽぽ園	3カ月～2歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	ぼるとこども園	3カ月～2歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	(仮称)ミルクキッズガーデン	3カ月～2歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	
	私	コスモチャイルド保育園 三田園	6カ月～2歳児	8:30～16:30	7:00～18:00	

入所年齢について・・・入所希望月の1日時点で、その年齢(月齢)に達している必要があります

※1は入所希望年度の4月1日時点でその年齢に達している必要があります。

※2は入所希望年度の4月1日時点で1歳に達しており、かつ入所希望月の1日時点で、その年齢(月齢)に達している必要があります。

各園の住所・連絡先一覧

保育所

園名	住所地・連絡先
三田保育所	〒669-1531 天神2-3-3 TEL 564-2418 / FAX 564-2438
三田こぼと保育園	〒669-1532 屋敷町7-25 TEL 562-4059 / FAX 562-4093
光の子保育園	〒669-1323 あかしあ台5-30-1 TEL 565-0052 / FAX 565-2122
あいの保育園	〒669-1345 下相野1904 TEL 568-6292 / FAX 568-6292
湊川短期大学附属 キッズポート保育園	〒669-1322 すずかけ台2-16 TEL 569-8653 / FAX 569-8661
よこやま保育園	〒669-1535 南が丘2-9-5 TEL 553-8707 / FAX 553-8708
あさひ 若草ナースリー	〒669-1323 あかしあ台4-14-4 TEL 564-5133 / FAX 564-5134
さんだのもり保育園	〒669-1512 高次1-1-4 TEL 562-6633 / FAX 562-6639
三田 虹の子保育園	〒669-1528 駅前町3-15-102 TEL 556-7555 / FAX 556-7556

小規模保育

園名	住所地・連絡先
こぐまプリスクール 三田園	〒669-1528 駅前町11-1 1階 TEL 556-5580 / FAX 556-5580
やよいキッズ	〒669-1528 駅前町1-38 NKビル5階 TEL 559-7799 / FAX 559-7799
ミルクたんぽぽ園	〒669-1537 西山1-13-6 TEL 558-8500 / FAX 558-8502
湊川短期大学附属 ぼるとこども園	〒669-1322 すずかけ台2-3-1 2階 TEL 555-6270 / FAX 555-6271
(仮称)ミルク キッズガーデン	〒669-1323 あかしあ台5-32-1 TEL 564-8330 / FAX 564-8331
コスモチャイルド 保育園 三田園	〒669-1322 すずかけ台2-3-1 2階 TEL 556-7756 / FAX 556-7759

認定こども園

園名	住所地・連絡先
湊川短期大学附属 北摂第一幼稚園	〒669-1544 武庫が丘4-10 TEL 563-7557 / FAX 563-7754
湊川短期大学附属 北摂中央幼稚園	〒669-1322 すずかけ台2-16 TEL 565-0051 / FAX 565-0444
ふじ幼稚園	〒669-1547 富士が丘2-16 TEL 562-8122 / FAX 562-7871
三田あさひ幼稚園	〒669-1323 あかしあ台4-21 TEL 565-2436 / FAX 565-2437
三田さち幼稚園	〒669-1545 狭間が丘4-5 TEL 562-7117 / FAX 553-3158
三田つつじが丘 認定こども園	〒669-1348 つつじが丘北2-26 TEL 568-3370 / FAX 568-3371
三田けやき台 認定こども園	(3歳児以上) 〒669-1321 けやき台3-64 TEL 565-4885 / FAX 565-4886
	(3歳児未満) 〒669-1321 けやき台3-74 TEL 564-3332 / FAX 564-3339
湊川短期大学附属 北摂学園幼稚園	〒669-1337 学園7-1-3 TEL 565-8585 / FAX 565-8431
やよい幼稚園	〒669-1546 弥生が丘5-13 TEL 559-2322 / FAX 559-4686
ゆうかりフレンズ	〒669-1545 狭間が丘2-20 TEL 562-0250 / FAX 562-0349
若草幼稚舎	〒669-1321 けやき台5-24 TEL 563-5481 / FAX 563-5482
神戸親和大学附属 親和幼稚園	〒669-1324 ゆりのき台5-43 TEL 565-5506 / FAX 565-5539
ほしのさとこども園	〒669-1324 ゆりのき台2-3-1 TEL 562-4152 / FAX 562-4153
みつば幼稚園	〒669-1316 上井沢310 TEL 567-0344 / FAX 567-0359
ありまふじ幼稚園	〒669-1506 志手原881 TEL 563-2854 / FAX 563-2892

三田市内の園マップ(保育所、認定こども園、小規模保育、幼稚園)

